

指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、指数先物取引及び指数オプション取引（総称して以下「指数先物・オプション取引」といいます。）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。

お取引にあたっては、この書面をあらかじめよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、ご不明な点は、お取引開始前にお問い合わせください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買方の場合は転売、売方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。
- オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までにその時の市場動向に関係なくあらかじめ定められた特定の価格で買う権利（コールオプション）又は売る権利（プットオプション）を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
- 指数先物・オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、指数先物取引では、契約時の約定価格と最終清算数値（特別清算数値（金融商品取引所が定める特別な指数又は数値（S Q値ともいいます。以下同じ。））の差額を受払いすることで、指数オプション取引では、権利行使価格とオプション清算数値（特別清算数値（S Q値）。以下同じ。）の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
- 指数先物・オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、この書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、お客様自身の判断と責任において取引を行うことが肝要です。

■手数料・その他諸費用について

- ・指数先物・オプション取引を行うにあたっては、別紙「指数先物・オプション取引手数料及び諸費用」に記載の料率、金額及び方法により取引手数料をいただきます。

- ・建玉を当社の口座で管理する場合には、口座管理料をいたしません。

■証拠金について

- ・指数先物・オプション取引を行うにあたっては、下記3.「証拠金について」に記載の証拠金（後記「指数先物・オプション取引の仕組みについて」3.（1）に記載の現金の不足額を除き、当社が認める一定の有価証券により代用可能です。）を担保として差し入れ又は預託していただきます。
- ・証拠金の額は、先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じてVaR方式により計算されますので、指数先物・オプション取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※VaR方式とは、Value at Risk方式の略であり、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする額を計算する方法です。

■指数先物取引のリスクについて

指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始に当たっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- ・指数先物取引の相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、国債先物・オプション取引及び金利先物取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- ・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。また、指数先物では、成行注文（マーケット・オーダー、MO）は、発注時（または板寄せ時）に約定できない場合は、板に残らず失効しますので、従来の成行注文とは異なり、必ず約定が保証されているわけではありませんのでご注意ください。
- ・市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

■指数オプション取引のリスクについて

指数オプションの価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。なお、オプションを行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。また、指数オプション取引は、市場価格が現実の指数に応じて変動しますが、その変動率は現実の指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数オプション取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。また、指数オプションでは、成行注文（マーケット・オーダー、MO）は、発注時（または板寄せ時）に約定できない場合は、板に残らず失効しますので、従来の成行注文とは異なり、必ず約定が保証されているわけではありませんのでご注意ください。
- ・市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

＜指数オプションの買方特有のリスク＞

- ・指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに権利行使又は転売を行

わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

<指数オプションの売方特有のリスク>

- ・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。
- ・売方は、指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差し入れ又は預託しなければなりません。その後、相場の変動や代用有価証券の値下がりにより不足額が発生した場合には、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要となります。

※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引、国債先物・オプション取引及び金利先物取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- ・所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。
- ・金融商品取引所は、取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合や、金融商品取引清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げや証拠金の有価証券による代用の制限等の規制措置をとることがあります。そのため、証拠金の追加差入れ又は追加預託や代用有価証券と現金の差換え等が必要となる場合があります。
- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。すなわち、売方は、権利行使の割当てを受けた際には、権利行使価格とオプション清算数値（SQ値）の差額の支払いが必要となりますから、特に注意が必要です。

■指数先物・オプション取引の売買は、クーリング・オフの対象とはなりません

指数先物・オプション取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規

定の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

指数先物・オプション取引の仕組みについて

1. 指数先物取引の仕組みについて

指数先物取引は、金融商品取引所が定める規則に従って行います。

■取引の方法

(1) 対象指数

取引対象の指数は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）や日経平均株価指数など金融商品取引所が指定した指数となります。

(2) 取引の期限

指数先物取引（以下の a から e に掲げる指数先物取引を除く）は、金融商品取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の日中取引の終了時までの 1 サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下、「限月取引」といいます。）に区分して行います。また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

a. 配当指数先物取引

各限月取引（12 月限月取引のみ）の翌年の 3 月末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、各限月取引の取引最終日の属する年の 1 月 4 日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

b. 米国株価指数先物取引

各限月取引の第三金曜日（休業日又は対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

注：ＮＹダウ先物取引の取引開始日については、大阪取引所のホームページ等により、ご確認ください。

c. ボラティリティー指数先物取引

各限月取引の翌月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の 30 日前となる日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新

しい限月取引が開始されます。

d. 台湾株価指数先物取引

各限月取引の第三水曜日（対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り下げる。）の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

e. 中国株価指数先物取引（香港上場中国株の株価指数先物取引）

各限月取引の末日（対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

（３）日中取引終了後の取引

指数先物取引では、金融商品取引所が定めるところにより、一部の取引を除き、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

（４）祝日等における取引

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。

実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は日本取引所グループのウェブページ（<https://www.jpx.co.jp/derivatives/index.html>）にてご確認ください。

（５）ストラテジー取引

指数先物取引では、金融商品取引所が定め、かつ、当社が対応する範囲で、複数の指数先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

（６）制限値幅

指数先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段から、金融商品取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

（７）取引の一時中断

指数先物取引では、先物価格が上昇又は下落した場合には、原則として、取引を一時中断する制度（サーキットブレーカー制度）が設けられています。

（８）取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 指数先物取引の制限又は禁止
- g. 建玉制限

■決済の方法

（１）転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

（２）最終清算数値（SQ値）による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値（取引最終日の終了する日の翌日の指数構成銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数。SQ値ともいいます。以下同じ。）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

■先物 SOR 取引（J-NET 取引）

指数先物取引では先物 SOR 取引を利用して注文を発注することができます。先物 SOR 取引は、機関投資家の注文とのマッチングにより立会取引よりお客様の約定価格を改善することを目的としております。

先物 SOR 取引でいただいたご注文は、フィリップ・キャピタル証券が提供するシステム（先物 J-Net マッチングサービス）にて機関投資家から取引所最良気配価格以内で流動性の提供を受け、お客様のご注文全数量が取引所最良気配価格と同値または有利な価格で約定できる場合のみ機関投資家の注文とマッチングを行い、大阪取引所の立会外取引（J-NET 取引）

にて約定します。

マッチングできなかった場合、お客様のご注文全数量は大阪取引所の立会取引に回送します。

2. 指数オプション取引の仕組みについて

指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに金融商品取引所が定める規則に従って行います。

■取引の方法

（１）取引の対象

取引の対象は次の２種類とします。

a. 指数プットオプション

対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

b. 指数コールオプション

指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に金融商品取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利

（２）取引の期限

指数オプション取引は、金融商品取引所が定める限月取引（通常限月取引及び週次設定限月取引を指します）に区分して当社が対応する範囲内で行います。

また、直近のそれぞれの限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しいそれぞれの限月取引が開始されます。

（３）日中取引終了後の取引

指数オプション取引では、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。当該セッション中に行った取引に係る証拠金の差入れ又は預託などは、当該セッションの翌日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

（４）祝日等における取引

大阪取引所では、同取引所の定める一部の休業日（祝日等）においても、指数先物取引を行うことが可能です。祝日等に行った取引に係る値洗いや証拠金の差入れ又は預託などは、前日の日中取引終了後に設けられているセッションの取引分及び翌日の日中取引分と併せて（取引日ごとに）行います。

当社の祝日等における取引可能日は、同取引所が「祝日取引実施日」として指定する日を踏まえて、当社が設定いたします。「祝日取引実施日」とは、同取引所が定める休業日のうち、土曜日、日曜日及び1月1日を除外して、同取引所が定める日を指します。

実際の祝日等における取引可能日は、その年により異なり、当社の祝日等における取引可能日が「祝日取引実施日」と異なる場合がありますので、詳細は日本取引所グループのウェブページ (<https://www.jpx.co.jp/derivatives/index.html>) にてご確認ください。

(5) ストラテジー取引

金融商品取引所が定め、かつ、当社が対応する範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。

(6) 制限値幅

相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、金融商品取引所は制限値幅（１日に変動し得る値幅）を設けています。

金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。

(7) 取引の一時中断

指数先物取引の先物価格が上昇又は下落した場合には、原則として、指数先物取引が一時中断されることとなっておりますが、同時に指数オプション取引についても取引が一時中断されます。

(8) 取引規制

金融商品取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の縮小
- b. 証拠金の差入れ日時又は預託日時の繰上げ
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金の有価証券による代用の制限
- e. 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f. 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g. 指数オプション取引の制限又は禁止
- h. 建玉制限

■権利行使

(1) 権利行使日

指数オプション取引の権利行使日は、取引最終日の終了する日の翌日のみです。

(2) 権利行使の指示

買方顧客が権利行使を行う場合には、権利行使日の金融商品取引所が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。

なお、権利行使日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方

顧客から権利行使の指示がなくても、買方顧客から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。ただし、当該銘柄であっても、買方顧客が権利行使を行わない旨を指示することにより、権利行使を行わないことができます。

(注) イン・ザ・マネーとは、プットオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を上回っている場合を、コールオプションについては、権利行使価格がオプション清算数値を下回っている場合をいいます。

(3) 権利行使の割当

金融商品取引清算機関（以下「清算機関」という。）は、金融商品取引業者から権利行使の申告があれば、当該銘柄の売建玉を保有する金融商品取引業者へ割当てを行い、割当数量を自己分と顧客の委託分とに区分して通知します。

顧客の委託分への割当ての通知を受けた金融商品取引業者は、所定の方法により、顧客に割り当てます。

（金融商品取引所における指数先物・オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構となっています。）

■決済の方法

指数オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

指数オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）することにより決済することができます。

この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

指数オプション取引について、買方は、権利行使を行い買建玉を決済することができます。

このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。

権利行使割当てを受けた売方は、権利行使価格とオプション清算数値との差に相当する金銭を支払わなければなりません。

3. 証拠金について

(1) 証拠金の差入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日（顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日）までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金の不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

※先物・オプション取引口座ごとに計算します。

(2) 外国通貨の種類

受入れ可能な外国通貨はございません。

(3) 外国通貨の円貨への換算レート

外国通貨の受入れを行う場合には別途当社の定める換算レートを使用します。

(4) 代用有価証券と掛目

有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前々営業日の最終価格にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

有価証券	基準値	掛目
上場株券	前々営業日の最終価格(気配) ※銘柄ごとに掛目設定あり	70%
上場投資信託・上場投資証券 (ETF、不動産投信など)	前々営業日の最終価格(気配) ※銘柄ごとに掛目設定あり	70%
公募非上場投資信託 (累投型、MMF、中期国債ファンド除く)	前々営業日の基準価額	70%

※代用有価証券の掛目については、市場の動向により、金融商品取引所により変更されることまたは、当社の判断により変更することがありますので、事前に当社ホームページにてご確認ください。

※NISA 口座で保有している株式については、代用有価証券の掛目は0%(代用差入れ不可)となりますのでご注意ください。

※代用有価証券を所定料率で算定した時に小数点が発生する場合には、切り捨て処理をおこないます。(小数点の丸め処理の関係で、お預かり証券全体の評価額と少額の誤差が生ずる場合がございます)

※代用有価証券の差し入れについては、当該有価証券の状況に応じて、当社の判断により一部または全部を保護預りへ差し戻す場合がございます。

(証拠金不足解消時のご留意点)

代用有価証券の差入と現金入金で証拠金不足の解消をおこなわれる場合には、代用有価証券の差入を先におこない不足額の再確認をお願いします。

* 代用有価証券の掛目計算で、一円未満の小数点が生ずる場合に丸め処理(切上・切捨)の

関係で振替明細数に応じ数円の誤差が発生する場合がございますので振替後の確認が必要です。単元未満株・投資信託・小数点取引対象銘柄の場合は、特に注意が必要です。

■総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

■現金の不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a. 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。

※先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、金利先物取引、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。

①想定損失相当額

想定損失相当額は、先物・オプション取引の建玉を一定期間保有すると仮定した場合において将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される損失をカバーする金額として清算機関が計算する額です。

②ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額：

買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額：

売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

※オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引及び商品先物オプション取引をいいます。

※清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

b. 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額＋代用有価証券の額（有価証券の時価×掛目の合計）±顧客の現金授受予定額

※受入証拠金の総額は、先物・オプション取引口座ごとに計算します。

※顧客の現金授受（受領又は支払）予定額：

計算上の損益（利益又は損失）額（先物取引の相場の変動に基づく損益額－計算上の利益の払出額）±顧客との間で授受を終了していない先物取引の決済損益額±顧客との間で授受を終了していないオプション取引の取引代金－顧客の負担すべきもので金融商品取引業者が必要と認める額

※先物取引の相場の変動に基づく損益額は、新規の売付け又は買付けに係る約定数値と前取引日の清算数値との差額に基づき算出されます。なお、他の先物取引を、同じ先物・オプション取引口座において行っている場合には、その損益額を含みます。

なお、証拠金所要額は清算機関の規則に定められた最低基準であり、実際の額は金融商品取引業者が定めます。また、金融商品取引業者から証拠金の差入れ又は預託の請求があった場合、速やかにその差入れ又は預託を行わなければ、金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売又は買戻しを行い決済することができます。

さらに、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は、委託分の取引証拠金として、清算機関にそのまま預託（直接預託）されるか、顧客の同意があればその全部又は一部が金融商品取引業者の保有する金銭又は有価証券に差し換えられて清算機関に預託（差換預託）されることとなります。その際、清算機関への預託の方法（直接預託か差換預託か）により、「取引証拠金」と「委託証拠金」に区分されて取り扱われますが、お客様にとっては本質的に変わるところはありません。

（５）計算上の利益の払出し

指数先物取引（有価証券指数等先物取引）に係る計算上の利益に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額を上回っているときの差額を限度として、委託している金融商品取引業者に請求することにより、払出しを受けることができます。なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

但し、本項については、別に定める当社の「先物・オプション取引ルール」に準じて取り扱うものとします。

（６）証拠金の返還

当社は、顧客が指数先物取引について、顧客が差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞なく返還します。

（７）証拠金の拘束

相場の変動に損益が連動しない同一銘柄の両建て建玉を保有した場合、両建て分の証拠金の半分の額を証拠金として拘束します。証拠金の額は、先物・オプション取引の建玉にかかる証拠金所要額と両建て建玉にかかる証拠金所要額を別々に計算、比較し金額の多

い方とします。

両建て建玉にかかる証拠金所要額の詳細は、当社ウェブページ

(<https://kabu.com/item/fop/straddling.html>) にてご確認ください。

4. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉については次の処理が行われます。

(1) 他の取引参加者に移管する場合

移管しようとする場合は、金融商品取引所が指定した取引参加者に対して顧客が移管の申込みを行い、承諾を得る必要があります。また、移管先の取引参加者に先物・オプション取引口座を設定する必要があります。

(2) 移管せずに転売・買戻し等を行う場合

支払不能による売買停止等の措置を受けた取引参加者に転売・買戻し・権利行使を指示することによって行うこととなります。

(3) 金融商品取引所が指定する日時までに(1) (2)いずれも行われない場合

顧客の計算で転売・買戻し・権利行使が行われます。

なお、差し入れ又は預託した証拠金（顧客の現金支払予定額に相当する部分は除きます。）は委託分の取引証拠金として清算機関に直接預託又は差換預託されておりますので、当該取引証拠金については、その範囲内で清算機関の規則に定めるところにより、移管先の取引参加者又は清算機関から返還を受けることができます。

【先物・オプション取引及びその委託に関する主要な用語】

■証拠金（しょうきん）

先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。

■建玉（たてぎょく）

先物・オプション取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

■買戻し

売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。

■転売

買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。

■限月（げんげつ）

取引の決済期日の属する月をいいます。先物・オプション取引では同一商品について複

数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

■オプション清算数値

権利行使日における対象指数の各構成銘柄の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、金融商品取引所が定める値段）に基づき算出した特別な指数（特別清算数値（SQ 値））をいいます。

【指数先物・オプション取引に係る金融商品取引契約の概要】

当社における指数先物・オプション取引については、以下によります。

- ・ 国内の取引所金融商品市場への委託注文の取次ぎ
- ・ 指数先物・オプション取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 指数先物・オプション取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理
- ・ 上記のほか、取引の媒介、取次ぎまたは代理

【金融商品取引契約に関する租税の概要】

<指数先物・オプション取引に関する租税の概要>

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 指数先物取引に係る差金等決済から生じた利益は、他の所得と分離して、事業所得又は雑所得として課税されます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 指数オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

税制改正が行われた場合、取扱いが変更となる可能性があります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において指数先物・オプション取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「先物・オプション取引口座設定約諾書」を電磁的方法による交付等又は、書面へ必要事項を記入のうえ捺印して当社に差し入れ、先物・オプション取引口座を開設していただく必要があります。先物・オプション取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みください。
- ・ 先物・オプション取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数

量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。

- ・注文をしたときは、発注時又は所定の日時までに、成立する取引又は成立した取引について新規の売付け、新規の買付け、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。この指示がないときは、新規の売付け又は新規の買付けとします。
- ・注文された指数先物・オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・また、指数先物・オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、および、お客様と当社との債権、債務の残高をご確認いただくため、「取引残高報告書」が交付されます。
- ・この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

当社の概要

商 号 等	三菱 UFJ e スマート証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 61 号
所 在 地	〒100-6024 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 24F
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
設立年月	1999 年 11 月 19 日
資 本 金	71.96 億円(2026 年 4 月 1 日現在)
主な事業	金融商品取引業
連 絡 先	0120-390-390(フリーコール)

当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

受付時間 : 平日午前 8 時から午後 5 時（年末年始を除く）

窓口 : お客様サポートセンター

受付方法 : 電話、電子メール

電話番号 : 0120-390-390（フリーコール）

メールアドレス : cs@kabu.com

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 0 0 分～17 時 0 0 分（祝日、年末年始を除く）

以上

(2026 年 8 月)

別紙

指数先物・オプション取引の手数料及び諸費用

当社の指数先物・オプション取引にかかる手数料及び諸費用は次のとおりです。

取引手数料及び諸費用の金額、基準等は当社判断により変更することがあります。

(1) 先物取引手数料

	日経 225 先物	日経 225mini 先物	TOPIX 先物	ミニ TOPIX 先物	JPX 日経 400 先物
約定 1 枚あたり手数料	立会：275 円 (税込) J-NET:220 円 (税込)	立会:38.5 円 (税込) J-NET：27.5 円 (税込)	立会：330 円 (税込) J-NET:275 円 (税込)	立会:41.8 円 (税込) J-NET：27.5 円 (税込)	立会:41.8 円 (税込) J-NET：27.5 円

	東証グロース市場 250 指数先物	NY ダウ先物	東証 REIT 指数先物	TOPIX Core30 先物	日経平均 VI 先物
約定 1 枚あたり手数料	立会:41.8 円 (税込) J-NET：27.5 円 (税込)	立会：990 円 (税込) J-NET:715 円 (税込)	立会:41.8 円 (税込)	立会:41.8 円 (税込)	立会：330 円 (税込)
	日経 225 マイクロ先物				
約定 1 枚あたり手数料	立会：11 円 (税込)				

※お取引により生じた利益には 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税（2.1%）が課せられます。

復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。

※取引チャネルにかかわらず上記手数料が適用されます。

※大阪取引所立会取引での約定は立会手数料が適用されます。

※先物 SOR 取引にて先物 J-Net マッチングサービスにより約定となった場合は、J-NET 手数料が適用されます。当該サービスにて大阪取引所立会取引に回送となった場合は、立会手数料が適用されます。

※新規、返済の約定ごとに手数料を徴収します。

※強制返済の場合も手数料を徴収します。

※S Q決済にかかる手数料は無料です。

(2) オプション取引手数料

	日経 225 オプション
手数料	約定代金の 0.22% (税込) (最低手数料 220 円 (税込))

	日経 225 ミニオプション
約定 1 枚あたり 手数料	19.8 円 (税込)

※お取引により生じた利益には 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間、復興特別所得税 (2.1%) が課せられます。

復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。

※日経 225 オプションにおいては、執行条件にかかわらずワンショット手数料 (複数日にわたる内出来も一注文として計算) が適用されます。

※新規、返済の約定ごとに手数料を徴収します。

※強制返済には手数料を徴収します。

※S Q決済には手数料を徴収します。決済が損失となる場合には、損失分の請求は行いません。

以上

(2026 年 8 月)